



第13回

# 著作権(6)

## — 上演権・演奏権・公衆送信権等 —

野田 幸裕  
Noda Yukihiko

弁護士、弁理士

N&S法律知財事務所設立所長。著作権法・商標法等の知的財産関連のビジネスコンサル・契約・訴訟等が専門。東京都知的財産総合センター法律相談員、一般社団法人日本商品化権協会正会員等。講演・著作等多数。

### 上演権・演奏権・口述権

著作者はその著作物を公衆に直接見せまたは聞かせることを目的として上演または演奏することができますが、この著作者の権利を上演権・演奏権といいます(著作権法(以下、法)22条)。「上演」とは「演奏(歌唱を含む。以下同じ)以外の方法により著作物を演ずること」(法2条1項16号)と定義されています。つまり上演と演奏との関係は、実演から、演奏と歌唱という音楽的実演を除いた演劇的実演が「上演」ということになります。なお「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)」と定義されています(法2条1項3号)。

#### ● 喫茶店、レストラン等のBGMと著作権

上演権・演奏権・口述権(法24条)は著作物が上演・演奏・口述されたものが録音または録画されたものを再生することについても権利が及びます(法2条7項)。そのため楽曲をCD等のレコード(法2条1項7号)によりBGMとして喫茶店、レストラン、ホテル等で再生して館内に音楽を流す行為についても演奏権が働くこととなります。この点、従前はこれらの場所でのレコード再生には当分の間、演奏権は及ばないとの特例が規定されていましたが(旧附則14条)、平成11年(1999年)に廃止され、現在では

これらの場所での再生についても演奏権者から承諾を得る必要があります。

#### ● 通信カラオケと著作権

かつてのカラオケ店では店ごとにカラオケテープやレーザーディスクを設置し、これら録音の複製物を再生して来客者に伴奏サービス等を提供していましたが、現在は通信カラオケが全盛です。通信カラオケのしくみは、楽曲データは通信カラオケ業者のホストコンピュータに複製されており、その楽曲データをカラオケボックスやカラオケスナック等のカラオケ店に配信し、店内に設置された受信装置に複製されます。受信装置はカラオケ店経営者とリース会社間でのリース契約などによりカラオケ店に設置されるケースが主流です。このようなしくみから通信カラオケ業者は楽曲の著作権者から複製権や公衆送信権について許諾を受ける必要があります。またカラオケ店経営者は客のリクエストに応じて店内のモニターに映像を写し、楽曲の伴奏等を提供することからカラオケ店経営者は演奏権等の権利処理をする必要があります。

### 上演権・演奏権・上映権・口述権の権利制限

上演権・演奏権・上映権(法22条の2)・口述権の権利が制限される場合として、①公表された著作物について、②営利を目的とせず、③聴衆・観衆から名目の如何を問わず料金を受け取

らず、④実演家等へ報酬を支払わないとの要件をすべて満たすときは演奏権等は働かず、権利者の許諾がなくても演奏等を行うことができます(法38条1項)。

では演奏権を例にその権利の制限を具体例に検討しましょう。

### ●カラオケスナックと演奏権

カラオケテープの再生とともに客が歌唱することができるカラオケスナックにおいて、客による歌唱の主体が客かスナック経営者かが争われた事件があります。仮に客が主体ならば客は自ら楽しむため歌唱しているのであって、「公衆に直接(中略)聞かせることを目的」(法22条)として歌っているのではありませんから演奏権の侵害はないことになります。

この点、最高裁は「客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること(法22条)は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人(スナック経営者)らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものである」(括弧内下線部は筆者)として、①歌唱への管理支配性と②営業上の利益の帰属という<sup>と</sup>利害性(利益を得ようと図ること)の視点から、客による歌唱であったとしてもスナック経営者による歌唱と同視できるとして、法38条1項を適用せずに演奏権の侵害を認めました(最高裁昭和63年3月15日判決、裁判所ウェブサイト)。

なおカラオケテープの再生は演奏権の対象であることは明白なのに楽曲の再生ではなく歌唱に注目した構成になっているのは当時、前述の旧附則14条によりカラオケスナックでの再生には演奏権が働かなかつたことから歌唱面から演奏権侵害を構成するほかなかつたためです。

### ●カラオケボックスと演奏権

次にカラオケボックスでの楽曲の再生と歌唱について、裁判所は「主として客が自ら各部屋に設置されたカラオケ装置を操作して伴奏音楽を再生し、また、再生された伴奏音楽に合わせて歌唱していたものであるが、他方、原告(カラオケボックス経営者)らは、それぞれの対応店舗の歌唱用の各部屋にカラオケ装置を設置し、来店した客が容易にカラオケ装置を操作できるようにした上で、客を各部屋に案内していたこと、各部屋に楽曲索引を備え置いて客の選曲の便に供していたこと、客から求められれば原告らの従業員がカラオケ装置を操作して操作方法を教示していたこと、客は、指定された歌唱用の部屋において、定められた時間の範囲内でその時間に応じた料金を原告らに支払い、原告らが用意したカラオケソフトに収納されている曲目の範囲内で選曲して歌唱していたことが認められる。右認定の事実関係からすれば、原告らは、それぞれの対応店舗において、客の選曲に従って自ら直接カラオケ装置を操作する代わりに客に操作させているということができ、また、客による歌唱についても、原告らの管理の下で行われていたものというべきであつて、それぞれの対応店舗において伴奏音楽の再生及びこれに合わせた歌唱によって管理著作物の利用(演奏ないし上映)を行っている主体は、その経営者である原告らにほかならず、原告らは、公衆(不特定多数の客)に直接聞かせ、見せることを目的として管理著作物の演奏ないしその複製物を含む映画著作物の上映を行ったものというべきである」(括弧内下線部は筆者)ということから演奏権の主体はカラオケボックス経営者であるとして、演奏権の侵害を認めました(東京地裁

平成12年12月26日判決、裁判所ウェブサイト)。

## ●カラオケ装置のリース業者の責任

カラオケパブの経営者が演奏権者に対し利用料を支払っていない場合で、リース業者がカラオケパブにカラオケ装置をリースして設置している事案におけるリース業者の責任について、最高裁は「カラオケ装置のリース業者は、カラオケ装置のリース契約を締結した場合において、当該装置が専ら音楽著作物を上映し又は演奏して公衆に直接見せ又は聞かせるために使用されるものであるときは、リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負うものと解するのが相当である。けだし、①カラオケ装置により上映又は演奏される音楽著作物の大部分が著作権の対象であることに鑑みれば、カラオケ装置は、当該音楽著作物の著作権者の許諾がない限り一般的にカラオケ装置利用店の経営者による(中略)著作権侵害を生じさせる蓋然性<sup>がいぜん</sup>の高い装置といえること、②著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為であること(著作権法119条以下)、③カラオケ装置のリース業者は、このように著作権侵害の蓋然性が高いカラオケ装置を賃貸に供することによって営業上の利益を得ているものであること、④一般にカラオケ装置利用店の経営者が著作物使用許諾契約を締結する率が必ずしも高くないことは公知の事実であって、カラオケ装置のリース業者としては、リース契約の相手方が著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことが確認できない限り、著作権侵害が行われる蓋然性を予見すべきものであること、⑤カラオケ装置のリース業者は、著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたか否かを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であることを併せ考えれば、上記注

意義を肯定すべきだからである」(ルビは筆者)と判示しリース業者の責任を認めました(最高裁平成13年3月2日判決、『判例時報』1744号108ページ)。

## 公衆送信権等

著作権者はその著作物を公衆送信する権利があり、自動公衆送信の場合には送信可能化権が含まれます(法23条1項)。「公衆送信」とは「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(中略)を行うこと」をいいます(法2条1項7号の2)。具体的には①テレビ・ラジオなどの放送(同8号)、②ケーブルテレビや有線の音楽放送などの有線放送(同9号の2)、③インターネットなど公衆からのリクエストに応じて自動的に送信されるインタラクティブ送信(同9号の4)、④公衆からの電話等によるリクエストに応じてファクスやメールで送信するなど前記以外の公衆送信の類型があります。なお③の場合には送信可能化<sup>おむ</sup>が含まれますが、「送信可能化」とは概ねインターネットに接続しているサーバ等の自動公衆送信装置に情報を記録して入力する行為、またはそのサーバをインターネットに接続する行為をいいます。要するに公衆がインターネットにアクセスして送信が可能な状態にあることをいいます。

一般にあるコンテンツをインターネットで発信しようとする場合、その情報をデジタル化してこれをサーバ等に複製し、インターネットに接続して送信するといった手順を踏みますが、デジタルデータをサーバに複製した時点で複製権が働き、それをインターネットに接続すれば送信可能化され、それを配信すれば公衆送信したことになります。サーバへの複製が立証できずとも、例えば無許可で他人の写真等をウェブページでアップしたり送信したりすれば公衆送信権の侵害は明白に立証されるので、著作権保護がより図られることになりました。

また例えばテレビ放送番組を放送と同時にビ



ル壁面に設置した大型プロジェクターに映し出すなど公衆送信される著作物については、受信装置を用いて公衆に伝達する公衆伝達権が認められています(法23条2項)。

## 公衆送信権等の権利制限

公衆送信権等にも権利の制限があります。

まず営利を目的とせず聴衆等から料金を受けない場合、放送される著作物は権利者の承諾なく有線放送や放送地域での受信を目的とした自動公衆送信をすることができます(法38条2項)。これは山間部地域など放送番組の難視聴地域対策による措置です。

また、放送または有線放送される著作物が営利を目的とせず聴衆等から料金を受けない場合、権利者の承諾なく受信装置を用いて公に伝達することができます(同3項1文)。

通常の家計用受信装置を使用するときは営利目的でも、聴衆等から料金を受け取る場合でも権利者の承諾なく公に伝達することができます(同3項2文)。例えば飲食店の店内・ホテル・銀行・病院・空港等のロビー等に設置されているテレビジョンが家庭用テレビであれば、それがどれほど大型のテレビジョンであったとしても、放送番組を放送と同時に映し出すことは非営利か無償であるか否かにかかわらず権利者の承諾は不要です。要するにテレビジョン・ラジオ等が非常に普及している今日、家庭用受信装置を使って公衆から料金をとってテレビ番組を視聴させるということは通常考え難いことから、同3項1文の非営利性・無償性の要件を具備せずとも権利者の承諾なく公に伝達することができるとしたわけです。

## テレビ番組の送信業者による送信可能化権等侵害事件

最後にテレビ局の送信可能化権等の侵害が争われた事例を紹介します。ある事業者がベース

ステーションという機械により、テレビアンテナで受信した地上波テレビ番組を継続的に入力し、使用料を払って事業者と契約した利用者が専用の端末機で送信の指示をすると、事業者が受信した番組がベースステーションにより自動的にデジタル化されインターネットを介して利用者に送信され、利用者は端末機を操作して地元では放送されていないテレビ番組が視聴できるというサービスを提供していました。ベースステーションは事業者が事業者の事務所に設置して管理していますが所有者は利用者であり、また利用者の単一の機械宛にのみ送信する1対1の送信をする機能しかありません。このようなサービスが放送事業者としての送信可能化権(法99条の2)などを侵害するかが争われた事案です。争点は①ベースステーションという機械が送信可能化権に関する「自動公衆送信装置」(法2条1項9の5号)といえるか、②利用者から見れば1対1対応の番組送信の指示が自動公衆送信(同項9の4)にいう「公衆からの求めに応じて」に該当するか、③そもそも当該事業者は本サービスの主体といえるかなどが争点となりました。

最高裁は、概ね自動公衆送信は公衆送信の一態様で、公衆送信は送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいい、自動公衆送信は現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制するものであるから、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は単一の機器宛てに送信する機能しかない機械でも自動公衆送信装置に当たるとして①②を肯定しました。また本サービスの主体は当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者であり当該装置に情報を入力する者が送信の主体であるとして③も肯定し、利用者が放送番組を自分で視聴しているのとは同視することなく、放送事業者の送信可能化権の侵害を認めております(最高裁平成23年1月18日判決、裁判所ウェブサイト)。